

令和5年(2023年)2月

総務委員協議会資料

危機管理対策推進課

案 件

・ 消防団員の確保に向けた取り組みについて

1. 政策等の背景・目的及び効果

本市の消防団は、消火活動や地震・風水害等の大規模災害時の救出救護・避難誘導活動など、地域防災の中核として重要な役割を果たしています。

その一方で、全国的には消防団員数が減少している傾向にあり、本市でも社会環境の変化により団員数は条例定数500名に対して、令和4年(2022年)4月1日時点で、440名となっています。

こうした状況の中で、団員数減少に歯止めをかける対策として、これまで処遇の改善や消防団のホームページリニューアルによる、情報発信強化等に取り組んできましたが、今

回新たに「枚方市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例」の改正により、消防団員が一定期間活動できない場合でも、退団することなく在団できるよう休団制度を新設するとともに入団の年齢要件緩和を実施するものです。

2. 内容（制度概要）

（1）休団制度の新設

休団期間 （取得可能期間）	3年以内
休団期間中の ・報酬支払 ・在職算定	行わない
休団対象とする事由	一時的な転居や育児、介護その他の理由によりやむを得ず消防団活動に従事することができない場合

（2）任用条件（入団年齢上限）の緩和

18歳以上55歳未満に変更（現行制度：18歳以上50歳未満）

3. スケジュール等

令和5年(2023年) 3月 定例月議会に条例の一部改正案を提出
4月 施行

4. 総合計画における根拠・位置付け

総合計画 基本目標 安全で、利便性の高いまち

施策目標1 災害に対する備えができているまち

施策目標2 災害時に、迅速・的確に対応できるまち



5. 関係法令・条例等

枚方市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例

6. 事業費・財源及びコスト

《事業費・財源》 8,750 千円

支出内訳 人件費（消防団員退職報償金）： 8,750 千円（一般財源： 8,750 千円）

団員数の現状 | 国からの通知

全国的な団員数

(消防団員数(万人))



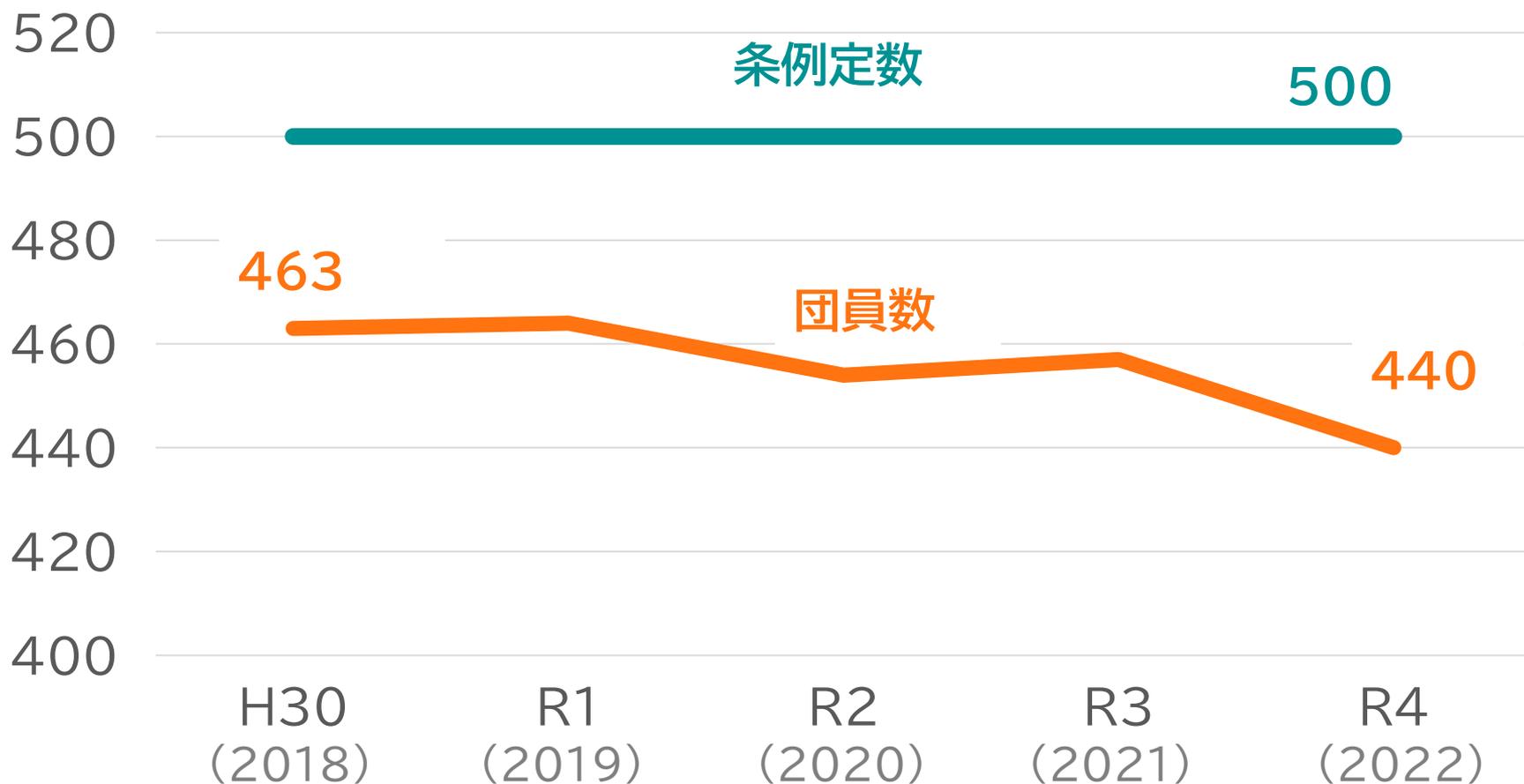
消防庁通知

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向けた重点取組事項について (令和元年12月13日)

- 
 団員の身分を保持したまま消防団員としての活動を一定期間行わないこととすることができる制度である休団制度を積極的に活用することが有意義
- 
 休団制度の活用にあたっては、休団期間中、当該消防団員に対して**年額報酬等を不支給とし、退職報償金については在職年数不算入とすることができる**制度であることに十分留意すること

本市の消防団員数の推移

※5年間で**23名減**（各年4月1日データ）



これまでの団員確保の取組

処遇の改善（年額報酬の引き上げ）

副分団長以下の階級について、階級間の報酬額の差額2,400円を維持し、報酬額を見直し。併せて月額報酬を年額報酬へ変更。

例 団員月額報酬 2,400円（年額報酬換算 28,800円） ⇒ 年額報酬36,500円
増額7,700円

情報発信の強化

 消防団 専用ページの作成（HP）



 団員募集チラシの作成 & ブース出展



他市の状況 | 休団・入団年齢

※北河内7市中 **3**市が休団ルールを整理

	守口市	大東市	四条畷市	(参考) 高槻市
休団期間	最長 2 年	期間の定めなし	最長 3 年	最長 3 年
休団時の報酬支払・在職算定 (退職報償)	休団期間中は認めていない	定めなし	休団期間中は認めていない	休団期間中は認めていない
休団対象とする事象	<ul style="list-style-type: none"> ●子の育児又は家族の介護をする場合 ●やむを得ない事情により、長期にわたり、市の住民基本台帳に記録されなくなった場合又は市の区域内に勤務しないこととなった場合 	<ul style="list-style-type: none"> ●1カ月以上、本市外に居住する場合 ●病気療養 	<ul style="list-style-type: none"> ●やむを得ず消防団活動に従事することができない場合 	<ul style="list-style-type: none"> ●育児、介護その他の理由により相当の期間にわたって消防団の職務に従事することができないとき
入団の年齢要件	18歳以上	18～45歳未満	18歳以上	18歳以上